

TPY-2レーダー配備に係る防衛省からの回答について

平成25年6月28日

総務部

TPY-2レーダー配備に関し、6月13日付けで防衛省へ3回目の質問を提出していましたが、本日、下記のとおり防衛省から文書による回答がありました。

記

1 回答日

平成25年6月28日（金）

2 回答内容

平成25年6月13日付けで防衛省に対し第3回目の質問書を提出しており、その回答があったもの

3 回答文

別添「京都府からの質問に対する回答」（25.6.28近畿中部防衛局）

京都府からの再々質問に対する回答

2 Xバンド・レーダーが配備された場合の危機管理対応をどのように考えているのか。

① テロなどへの対応について、米軍及び自衛隊基地を守るため、防衛省としてどのような警戒警備体制がとられるのでしょうか。

また、米軍・レーダー施設の配備に当たって、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の体制（例えば、自衛隊員を増員するなど）について、どのように考えているのでしょうか。

- 自衛隊は、テロリストや武装工作員などによる不法行為を含め各種事態に対応できる態勢をとっていますが、例えば、基地に対する攻撃や不法行為のおそれがある場合には、基地警備要員の増員や巡回警備の強化等を行うことにより、事態に適切に対処できるような基地警備態勢を整備しています。
- 航空自衛隊では、こうした基地警備態勢の実効性を高めるために、平素から基地警備訓練を定期的実施しているほか、他自衛隊や米軍との共同警備訓練の実施、基地警備用装備品の整備等、基地の警備に万全を期すよう努めております。
- また、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域で大規模なテロが行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するための特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の命により、当該施設又は施設・区域の警護のために自衛隊の部隊などが出動（警護出動）することが認められています。
- 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の体制については、経ヶ岬分屯基地と米軍施設・区域の平素からの警備について、自衛隊と米軍が密接に連携し、警備を行う体制を検討していくこととしています。また、両者間の連携の円滑化のための要員を増加することを検討しています。

3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

① 水問題（取水・排水）については、回答では、「地元において水不足などの影響が出ないよう水の使用量を減らすべく、要請しているところ」とされ、また、「米側による水の使用の細部については、今後市と調整させていただきます」とされていますが、水問題は住民生活や周辺環境に直接影響があることから、具体的な考えを示されたい。

- 防衛省としては、米側に対し、経ヶ岬周辺では水が貴重な資源であるため、地元において水不足などの影響が出ないよう水の使用量を減らすべく、要請しているところです。
- レーダー配備後の水の使用については、自衛隊が使用している落川からの取水を米側使用と地元の用水使用に切り替えるとともに、自衛隊は宇川簡易水道を使用する方向で現在、市等と調整を行っております。
- こうした方向性について、京丹後市及び地元から一定のご理解が得られたと承知しております。
- なお、尾和用水については、レーダー配備後においても、実施中の事業の目的を達成するよう、防衛省として協力する方向で検討しております。

3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

② 景観との調和について、回答では、「植栽で囲み見えなくすることはセキュリティ上困難」とされ、外柵は「緑色などに変更することは可能」とされています。しかし、景観や観光の面、住民生活の面などから、特に、国道178号や穴文殊参道などから見えるところなどは、植栽などによる目隠しは重要だと考えますが、再度、回答願いたい。

- TPY-2レーダーの配置にあたっては、米側に対し景観に十分配慮するよう申し入れることにより、経ヶ岬周辺の観光資源や穴文殊への参拝客などに影響が出ないように、景観等への配慮に最大限努めています。
- 具体的には、米側としては、外柵を緑色などに変更するほか、例えば、レーダー関連機材を防音壁やテントで囲み、テント等の色彩を景観になじむ色にするなど、可能な限り、周辺の景観に溶け込むよう、工夫を検討しているところです。
- このように、セキュリティ上の制約から、植栽による目隠し等は困難であっても、可能な限り景観と調和する外観になるよう、防衛省としては、引き続き、米側と調整し、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

③ TPY-2レーダーのサイドローブについての考え方はどうか。また、その影響（海上等）は無いのでしょうか。

- 立入禁止区域の設定に当たっては、電波の照射されるレーダーの前面だけでなく、サイドローブなどレーダーの側方及び後方における微弱な電波の影響も十分考慮することから、健康や日常生活への影響は生じません。
- 立入禁止区域の細部などについては、現在関係機関で検討中ですが、現段階の検討状況としては、経ヶ岬においては、レーダーを日本海に面した崖上に設置し、そこから電波を海上上空に向けて照射するため、レーダー前面の崖上に一定の立入禁止区域を設定することを考えておりますが、崖下や海面上にそうした区域を設定することは基本的に想定しておりません。

3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

④ TPY-2レーダーは、Xバンド帯域以外の電波が発生する可能性は無いのでしょうか。

- 米国からは、TPY-2レーダーが使用する周波数帯は、Xバンド帯域のみであると承知しております。

3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

- ⑤ 米軍においては、日本の電波法等の適用は無いと思いますが、立入禁止区域の設定などは、日本の電波法の基準や電波防護指針に基づいて行われると理解して良いでしょうか。

- 立入禁止区域の細部などについては、現在関係機関で検討中ですが、検討にあたっては、レーダーの運用により人体への影響が生じないように、日本の電波法や電波防護指針を十分踏まえたいと考えております。

3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

- ⑥ レーダーはより高い場所へ設置する方が遠方の情報を得るには有利だと思われませんが、海岸沿いに設置する理由は何故でしょうか。

- 経ヶ岬分屯基地においては、海岸沿いにある庁舎地区と岳山の上にあるレーダー地区がありますが、岳山のレーダー地区周辺には、TPY-2レーダー及び関連機材の配備、またそれらの維持管理に必要な施設・人員を配備するために必要な平地が存在しなかったため、レーダー地区周辺に配備することは困難と判断し、海岸沿いの庁舎地区が配備候補地として最適と判断したところで

- また、レーダーを海岸沿いに設置することにより、立入禁止区域が陸上や集落へ設定されること等を避けることもできるため、庁舎地区の崖上に設置することが適当と考えます。

4 治安問題に対する具体的な対策は。

① 回答では「米軍施設・区域や米国人の居住地等を防衛省職員により、定期的に巡回パトロールを実施する」ことにより、地域住民の安心・安全を確保するとされていますが、具体的にどのような班編制により、どの程度「定期的」に巡回パトロールを実施されるのでしょうか。

- 防衛省としては、米軍関係者が常駐することについての治安面に関する住民の方々の不安を解消すべく、関係機関の協力も得ながら様々な取組みを行うことを検討しており、その中の一環として米軍施設・区域や米軍関係者の居住地等の巡回パトロールを定期的を実施することとしています。

- その際、現在米側で検討中の施設配置、米軍関係者の規模、その居住場所等も踏まえ、市等ともご相談をさせていただきつつ、班編制や回数などを含めて実効性のある巡回パトロールを実施いたします。

4 治安問題に対する具体的な対策は。

② 回答では公務外の事件については、「現地米軍の法務担当者（日本人従業員）が米軍人等と被害者の間に立って示談交渉をすすめることとなります」とされていますが、防衛省も住民側の窓口となるべきと考えますがいかがでしょうか。

- 米軍人等による公務外の事故が発生した場合、防衛省は、その示談交渉の進捗について、随時、現地米軍の法務担当者（日本人従業員）から聴取するなどし、必要に応じて、迅速かつ適正な補償がなされるよう申し入れなどを行っており、また、被害者の方から賠償請求に関するご相談や苦情等があれば、その内容を踏まえ、米軍や被害者との間に立って調整を行うなど、当事者間の示談が円滑に進められるよう、できる限りの支援を行っているところです。
- いずれにしても、防衛省としては、公務上、公務外にかかわらず、その損害に係る請求手続きについては、被害者の方の立場に立って、適正な補償により早期に救済されるよう、個々の具体的な状況を踏まえ、米軍と協力しながら適切に対処して参ります。

4 治安問題に対する具体的な対策は。

③ テロなどから住民を守るための警戒警備体制が、どのような形でとられるのでしょうか。

- 自衛隊の基地については、平素から警備に万全を期しています。自衛隊の基地以外について、一般の警察力をもっては治安を維持することができない緊急事態が発生し、治安出動を命ぜられた場合には、自衛隊は警察機関と連携・協力して治安の維持のために行動することとなります。
- 具体的には、自衛隊の部隊は、治安の維持に当たる警察機関の活動に協力するほか、警察力の不足の程度に応じて施設等の警護や治安を侵害する勢力の鎮圧に当たることとなります。更に、状況に応じて交通整理や住民の避難・誘導等を行うことも想定されます。
- なお、治安出動時においては、自衛隊の部隊は、自衛隊法第89条の規定により準用される警察官職務執行法の規定により、質問、保護、避難・誘導、犯罪の制止・警告、立入及び武器使用の権限を行使し得るほか、同法第90条の規定により武器の使用が可能です。
- このように自衛隊では、経ヶ岬分屯基地のレーダー配備地を含め、住民の方々の安全を確保するための万全の態勢をとっております。

5 地元に対する具体的なメリットは何か。

- ① 回答では「国道に整備等については、地元の具体的な要望に対し、政府一体となって真摯に対応する」とされております。省庁間の調整など、政府の窓口は防衛省が担うという理解でよろしいでしょうか。

- 国道の整備等に係るご要望に関しては、今後、省庁間の調整など防衛省が窓口となり、国土交通省等の関係する国の機関と京都府や京丹後市等の関係自治体から構成される連絡会を設置するなど、TPY-2レーダー施設の設置に伴う障害の実態を踏まえ、地元の具体的なご要望について検討してまいります。